

一般社団法人日本法中毒学会年会発表における倫理的配慮に関する指針

一般社団法人日本法中毒学会（以下「本学会」という。）の会員は、本学会年会において研究成果を発表する場合には、本指針を遵守して適切に行わなければならない。その際には、死者の尊厳や、患者や血液等の提供者の人権が守られなければならない。動物実験にあっては、動物の福祉を最優先に考えなければならない。

（人体試料（死体試料を含む）を用いた法中毒学的研究の場合）

1 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づき、発表者の所属機関等での倫理審査委員会における承認が必要である。抄録及び発表資料（スライド・ポスター）には、倫理審査委員会の承認を得て研究を実施したことを記述する。なお、市販されている人体由来試料（血液、細胞等）を使用した研究の場合には、倫理審査委員会等の承認は必要ないが、抄録及び発表資料（スライド・ポスター）に試料販売会社名を記述する。

（症例報告の場合）

2 必ずしも倫理審査は義務づけられていないが、所属機関により取り扱いが異なるので、所属機関の規則に準じる。なお、倫理委員会の承認が必要ない場合でも、本人や代諾者（死体の場合には遺族）の同意を得る必要がある。それが困難な場合には、「オプトアウト」手法をとる必要がある。すなわち、研究説明文等をホームページ等に掲載し、本人や代諾者（死体の場合には遺族）が研究への協力を拒否できる機会を保障する。

（1）要旨の作成や発表の際に、個人が特定されないよう、以下の点について配慮する。

（ア）【氏名等】氏名、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。年齢は〇歳代とする。なお、性別は記載しても差し支えない。

（イ）【居住地】対象者の住所は記載しない。

（ウ）【日付】原則として、日付は記載しない。事例を理解するために必要な場合はこの限りではない（記載例：ある夏の日、寒い冬の日等）。

（エ）【生活歴等】事例の理解に支障がない範囲で適宜変更する。

（オ）【診断・治療を受けた施設名等】診断・治療を受けた施設の名称及び所在地は記載しない。

（動物を用いた研究の場合）

3 「動物の愛護及び管理に関する法律」（環境省）に基づき、発表者の所属機関等での動物実験委員会における承認が必要である。抄録及び発表資料（スライド・ポスター）には、動物実験委員会の承認を得て研究を実施したことを記述する。

附 則

1 本指針は、令和5年1月1日から施行する。